

国 海 員 第 4 7 号
令和 7 年 6 月 1 9 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

中 野 洋 昌



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 4 7 8 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
平田海運株式会社	佐賀県唐津市二夕子三丁目2 1 2 番地
木村海運株式会社	長崎県長崎市小江原4丁目1 1 番1 5号
坂本海運株式会社	新潟県佐渡市二見6 2 3 番地